)償	額法又は定額法にる 却額の計算に関する	も明	減価償却資産  細書	事業年度 メは連結 事業年度	法人名	(	)	
種	類	1						
構	造	2						
組	日	3						
取	得 年 月 日	4						
事	業の用に供した年月	5						
耐	用 年 数	6	年	年	年	年	年	
取	得価額又は製作価額	7	外	外	T			
	のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の慣					(年度に適用さ	れる別表	
	計算の対象となる取得価額に算入しない金額 引 取 得 価 額	8			を使用している	ますか。		
Jile.	(7) — (8)	9						
	却額計算の対象となる 末現在の帳簿記載金額	10						
	末現在の積立金の額	11						
積	立金の期中取崩額	12						
差	引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△	外△	
掲	(10) - (11) - (12) 金に計上した当期償却額	14						
154			外	外	外	外	外	
前合	期から繰り越した償却超過額	15						
	(13) + (14) + (15)	16						
平成	2 II III IX	17						
成 19		18						
牛	旧定額法の償却額計	19						
3 月	19-117    旧定額法の償却率	20						
31	(16)>(18) 算出償却額		[ No.4:	2】中小企業者	に該当しない場	場合又は適用除	:外事業者に	
月以	の場合 (19)×(20) 増 加 償 却 額	21						
前	fi (21)×割増率		該当する場合、次の中小企業者等向けの特別償却を適用して いませんか。					
取得	((21)+(22)) XII ((16)-(18))	23	(1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却					
分分		24			域等において特			
果成	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25			要件の緩和措置		1, 0,000	
19 年		26			特定経営力向」		した場合の	
4月1日以	第 出 償 却 額	27		]償却	14 // 17 17 27 17 73 17 17			
	(25) × (26)	28	1		の特別償却(特	<b></b> 塩別償却家の上	垂 计 特 例 )	
後取得分	<u>(27) ×割増率</u>   計	29			強化設備等の特		>K C 19 1/9/	
	<u>(27) + (28)</u> 期分の普通償却限度額等	30	1 / 1		る工業用機械等		油縄の離阜	
特は	(23)、(24)又は(29) はに償 租 税 特 別 措 置 法	_			<ul><li>3 工来/川級版。</li><li>) (適用要件ℓ</li></ul>		1.1.小田マン内田正	
別害	別よ却適 用 条 項	31			)(過元安庁) 適用を受けた資		世法にトス	
却作	新度 特別償却限度額 別額	32	I I		週用を支げた』 別償却を重複』			
[ 刑]	期から繰り越した特別償却不 額又は合併等特別償却不足額	33			別順却を里復り 制度ごとに適月			
合		34	_		耐及ことに過た 計算しています		(可)[[[]]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]]	
i	期 償 却 額	35	/ X UNIII	され上によって	可弁していまり	/ /J <sup>-</sup> 0		
僧	却 不 足 額	36						
貸								
	(35) — (34)	37	/ NI_ '	3 】 前重紫年南	こからの繰越額に	十 前重業年度	の由生津の	
	期からの繰越額	38	,	3】 削事業年度 と一致していま		ょ、刑事兼十段	いサロ香の	
出当	総 償却不足によるもの	39	並領る	_	y // ⁴o			
期	宏							
期損	容積立金取崩し	40						
期損金額	<u>額 に よ る も の</u> 引合計翌期への繰越額	40						
期損金差翌	額 に よ る も の 引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40) 期に繰り越すべき特別償却不足額	41						
期損金差 翌(())	額 に よ る も の 引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41 42						
期損金差翌似当不善	額 IC よ る も の 引 合計 翌 期 へ の 繰 越 額 (37)+ (38)- (39)- (40) 期に繰り越すべき特別償却不足額 期に終り越すべき特別償却不足額 期において切り 捨てる 特別管理 大と 資 (47)と (48) は (47)	41 42 43						
期損金差 翌((当不差	額   に よ る も の 引合計 翌期への 繰越額 (37)+38)-39)-40) 期に繰り越すべき特別情却不足額 (6)-(39)と(32)+33)のうち少ない金額期において切り捨てる特別情知不足額 異 取 中 の 繰越額 (42)-43	41 42						
期損金差 翌(3)当不差 翌期	額 IC よ る も の 引合計 翌期 へ の 繰越 額 377 + 383 - 393 - 440 側 線 額 (377 + 383 - 393 - 440 側 原子 (38) からりが (48) からりが	41 42 43						
期損金差 翌(3)当不差 翌期(の)	額によるもの 引合計型期への繰越額 377+381-381-391-440 期に繰り越すべき特別債却不足額 期において切り捨てる特別債類 足額又は合併等特別債期不足額 引型期への繰越 (42)-433 越額 のの 当期分不足額	41 42 43 44						
期損金差 翌((当不)差 翌期への繰	額によるもの 引合計型期への繰越額 377+381-381-391-440 期に繰り越すべき特別債却不足額 期において切り捨てる特別債類 足額又は合併等特別債期不足額 引型期への繰越 (42)-433 越額 のの 当期分不足額	41 42 43 44 45						